

豊橋市立石巻中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起きたった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導の諸問題に関する調査」より】

(参考)【「生徒指導提要」令和4年12月文部科学省より】

文部科学省では、(従来)「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に(上記のように)見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいようにしています。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位ー劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

いじめの基本認識

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起りうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として絶対に許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側の立場に立ち、被害者にも問題があるという見方を決してしない。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導、つまり学校の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きく関わる。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考え方を基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が、周囲から大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「校内生徒指導部会」・「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

(1) 「生活サポート」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だより（PTA新聞）やホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行い続ける。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組む。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 授業の開始前や終了後、昼放課の雑談の機会に、生徒たちの様子に目を配る。授業が始まると前に教室にいることや生徒用のトイレを先生が利用する等、生徒たちがいるところには、教職員がいることを目指し、生徒たちとともに過ごす機会を職員が積極的に設定することが未然防止に効果があり、かついじめの早期発見につながると考える。
- イ 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ウ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- カ Hyper Q-U を実施し、個人票を活用して、生徒一人ひとりに適切な対応を図るようにする。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的に年5回（5月, 6月, 9月, 11月, 2月）実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
※いじめアンケートは実施後PDF化して卒業まで保存しておく
- イ 保護者との信頼関係を築くため、日頃問題が起こっていないときに、生徒のよいところや気になるところ等、学校のようすについて連絡する。
- ウ 生徒の苦手なところやできていない点を指摘する中で、保護者のしつけや子育てが否定されたと感じることのないように保護者の気持ちを十分に配慮して接する。
- エ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- オ 校内相談室の整備、学年室に相談コーナーを設ける、相談箱（チチ相談）を設置する等、児童生徒が相談しやすい環境を整える。
- カ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 本人または、周囲の生徒からのいじめについての相談は、相談者の心身の安全を保障するため、対応には細心の注意を払い、情報の発信元を絶対に明かさない。
- ウ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- エ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「石巻中学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えて対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童生徒や保護者の心のケアに努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。